

令和2年10月（第16回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和2年10月29日（木）18:00～19:30

宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

3. その他議場に出席した者

上村教育部長、床本参事、小林総務課長、松岡学校教育課長、長谷川学校教育課長同格、藤永図書館長、山本副館長

4. 傍聴者 なし

5. 趣 旨

教 育 長： ただ今から、令和2年10月29日の第16回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、4人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また本日は傍聴の申し出はありませんでした。

教 育 長： 続いて、今回の資料と合わせて送付しました、第13、14、15回の議事録について、御意見等ありましたでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： それでは、第13、14、15回の教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。

教 育 長： 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は山野委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、「議案第43号 宇部市立図書館規則中一部改正の件」、「議案第44号 宇部市学びの森くすのき条例施行規則中一部改正の件」、「議案第45号 教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の制定について」、「議案第46号 事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定について」の4件と、その他の事項として、「寄附の報告について」の1件となっておりますが、事務局から「議案第47号 教育委員会の事務の点検及び評価」を議題として追加したいとの申し出がありましたので、了承してよろしいでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： それでは、「議案第47号 教育委員会の事務の点検及び評価」を追加議案とします。

教 育 長： では、始めに、「議案第43号 宇部市立図書館規則中一部改正の件」と「議

案第44号 宇部市学びの森くすのき条例施行規則中一部改正の件」については、関連がありますので一括して議題としてよろしいですか。

(全委員異議なし)

教 育 長： それでは、一括して事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第43号 宇部市立図書館規則中一部改正の件」と「議案第44号 宇部市学びの森くすのき条例施行規則中一部改正の件」について、説明します。まず、改正内容についてですが、電子書籍による図書館サービスを行う電子図書館の導入に伴い、所要の整備を行うものです。次に、導入の経緯についてですが、近年、インターネットやスマートフォン等の普及に伴い、電子書籍を利用される方も増えており、公共図書館においても、電子図書館を導入する自治体も増えていきます。また、この度の新型コロナウイルス感染症の影響もあり、県内においても、萩市がすでに導入済みであり、本市のほかにも下松市や光市においても、新たに今年度導入される予定ということを知っています。電子図書館につきましては、インターネット環境があればどこでも利用できるため、コロナ禍での図書館サービスの継続や、電子書籍のメリットである文字の拡大機能や読み上げ機能を活用することにより、高齢者や視覚障害者への読書環境の充実が図れるなど、いつでもどこでも誰でも読書に親しめる環境作りをさらに進めるため、この度電子図書館サービスを導入するものです。なお、電子図書館の導入につきましては、今年3月に策定しましたUBE読書のまちづくりビジョンにも掲げており、令和3年度からの導入を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症対策に係る国の交付金を活用しまして、前倒し実施することとしたものです。次に、規則の改正点でございますが、電子書籍に関する規定を追加するものです。電子書籍の利用資格については、電子図書館の利用上の制約により、宇部市に住所を有するもの及び宇部市に通勤または通学するものとしています。また、貸出冊数及び予約冊数の上限につきましては、ともに5冊以内、貸出期間は14日以内としています。なお、電子書籍以外の図書館資料の貸出冊数は、変更ありません。これらに関連する条項を整理するため、記載のとおり、宇部市立図書館規則及び宇部市学びの森くすのき条例施行規則の一部改正を行うものです。改正規則の施行日は、電子図書館を導入予定しています令和2年12月としています。また、導入時の電子書籍の冊数につきましては、約8500冊を予定しています。

教 育 長： ただ今の説明に対して、御意見御質問はありますか。

委 員： 私は、紙の方しか読まない38.7%のうちの一人ですが、電子書籍のメリットやデメリットについてもう少し説明をお願いします。

事 務 局： 電子書籍のメリットとしましては、まず、紙の本であれば、大量に持ち歩くことは大変ですが、電子書籍であれば端末ひとつで済むというところがあります。今回、読書環境の整備ということで、読書バリアフリー法が施行され、これまでやはり高齢者の方とか、視覚障害の方の読書環境の整備ということで、例えば大型活字本や点字の資料等を整備していますが、一般の健常者の方に比べて圧倒的に資料が少ないということがあります。電子書籍であれば、端末の

機能を使用して文字を拡大して読むことができます。テキスト読み上げ機能もありますので、視覚障害の方でも耳で聞いて、内容を理解することができるというメリットもあります。若い人は、電子書籍を利用されている方も多いのでより多くの方に利用していただけるのではないかと思います。電子図書館に関するメリットとしては、電子書籍の貸出、返却はインターネット上で、業者管理により行われますので、図書館の事務の効率化にもつながると思います。

委員： 場所をとらないことや処分にも困らないことは良いと思います。目に関しては少し心配だと思います。電子書籍を利用できるのは、電子端末機器のある人だけということでしょうか。それとも機器の貸出もあるのでしょうか。

事務局： 図書館内の閲覧に関しては、タブレット端末の貸出を行うことを検討しています。こうした電子機器に関して、高齢の方は敬遠されることも多いのではないかと思いますので、使用方法をマスターできるような講座等を行うことも検討していきます。

委員： 導入にあたって、説明会等を実施していただけるのでしょうか。

事務局： 電子書籍の使用方法について、紙の本の貸出方法とは、全く変わってきますので、そのあたりも検討したいと思います。

委員： 紙の本の貸出と電子書籍は併用ができるのでしょうか。

事務局： 従来の貸出に加えて、利用することができますので、貸出冊数は、最大15冊になります。

委員： 電子書籍の貸出冊数は5冊ということでしたが、これは同じ本を同時に利用できることになるのでしょうか。

事務局： 同じ電子書籍に同時にアクセスすることはできません。電子図書館を運営するにあたり、民間の書店との使い分けということも考慮していきたいと考えています。

委員： システムの管理については、図書館の職員が行うのでしょうか。

事務局： 今回導入するシステムは、全国で約100自治体が導入していますが、専門的な部分に関しては、業者に委託することを考えています。

委員： 基本的には、貸し出しや返却の管理は業者が行うのでしょうか。

事務局： 貸し出しや返却についてはシステム内で自動的に処理されます。返却については14日間経過すれば自動的に見ることができなくなります。

委員： 電子書籍に線を引くこと等はできるのでしょうか。

事務局： 端末によって可能なものがあります。自分が利用した後は、他の人借りた時に線が残ることもありません。

委員： 紙にコピーすることはできないのでしょうか。

事務局： 紙に印刷することはできません。

委員： 電子書籍は新刊が主体になるのでしょうか。

事務局： 図書館用に提供される電子書籍は、新刊ではなく、少し期間が経過したものになります。こうした新しいものだけではなく、著作権の保護期間が経過した名著等を幅広く対象としていきたいと考えています。

委員： 電子書籍をスクリーンショットして、それを引用して発表等に使うことはで

きないということによろしいでしょうか。

事務局： 著作権法に違反することはできません。

教育長： 本市としては、UBE読書のまちづくりを推進しているところであり、多様な読書方法の一つとして電子書籍を推進していきたいと考えています。また、障害がある方や、高齢の方も対応ができるという点が大きな利点だと思います。

教育長： それでは、「議案第43号 宇部市立図書館規則中一部改正の件」と「議案第44号 宇部市学びの森くすのき条例施行規則中一部改正の件」について、承認としてよろしいですか。

(全委員異議なし)

教育長： 次に、「議案第45号 教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の制定について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第45号 教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の制定について」、説明します。前回、宇部市立小中学校管理規則を改正しましたが、そのなかで、職務内容については要綱で定めるとしましたので、今回要綱を策定しました。詳細については担当から説明させます。

事務局： それでは、「議案第45号 教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に当たる要綱の制定について」、説明します。本要綱は、第15回教育委員会会議において、「議案第40号 宇部市立小中学校管理規則の一部改正の件」において承認された規則の第12条の2を詳しく定義づけたものになります。本要綱では、小学校及び中学校の教諭等、これは具体的に教諭、助教諭、講師が該当しますが、その標準的な職務を明確にしています。これによって、教諭等にあっては、その専門性を発揮して、本来の職務に集中できるような、環境を整えることになります。

教育長： 別表の内容について、もう少し説明をお願いします。

事務局： 具体的には、教諭等がこれまで従事してきた業務に関して、今回、この別表のとおり、普段教諭等が従事している業務の内容を記載しています。これは、教諭等の働き方改革を進める上で、まずは、教諭等が行う業務は何であるかということを確認にしたものになります。

教育長： ただ今の説明に対して、御意見御質問はありますか。

委員： 今回の要綱を定めることで、曖昧になっている個人の業務を明確にして、働き方改革につなげるということによろしいですか。

事務局： そうなります。ただし、ここに示されているものは例示でありますので、ここに記載されている業務をしなければならないというものではありません。

委員： 学校内での業務の偏りがあって困っていることを解消するというような具体的なものではないのですか。

事務局： 学校における各教職員のそれぞれの業務については、ここに示してはいません。全体として、教諭等の業務はこのようなものであるということを示しています。各学校の校務分掌については、各学校において示されていますので、そ

の校務分掌に沿って、要綱記載の業務を分担しながら進めていくこととなります。

事務局： 教員が担うべき業務と教員でなくてもできる業務、更には地域等に任せられる業務について、文部科学省が以前に示しています。前回お示した規則においては、具体的な業務に触れていませんので、今回この要綱で整理をしています。これは新たに業務を加えるということではなく、これまで教員が行っていた業務のなかで、教員が担うべき業務を整理したということになります。例えば、部活動の指導について、これまで教員が行っていましたが、文部科学省も教員だけが担うべきものではなく、地域の方とも一緒にできるものと示されています。このような例示を参考に、整理を行ったところです。

委員： これによって、教員の業務が進めやすくなるということですか

事務局： 教員として必要な専門性を発揮できる場に集中することができるようになると思います。

委員： 地域の方も参加しやすくなるということですか。

事務局： 地域の方にもできる業務について、担って欲しいということではできると思います。

教育長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第45号 教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に当たる要綱の制定について」、承認としてよろしいですか。

(全委員異議なし)

教育長： 次に、「議案第46号 事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第46号 事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定について」、説明します。前回の教育委員会会議で承認された「宇部市立小中学校管理規則の一部改正の件」において承認された規則第12条の2を詳しく定義づけるものになります。本要綱では、小学校及び中学校の事務職員の標準的な職務を明確にしています。これによって、他の教職員との適切な業務の連携、分担のもと、学校組織における唯一の総務、財務等に通ずる専門職として、学校運営の参画を推進し、より主体的、積極的に参画できるような環境を整備することになります。先ほどの教諭等の例と同様に、事務職員の一般的な職務の例が、そこに示されており、その職務の内容を遂行していくことになります。平成29年3月に、学校教育法の一部改正があり、その中で、「事務職員は、事務をつかさどる」という表記に改定されました。このことから、その専門性を活かして学校事務に、一定の責任をもって自己の担当事項として処理することと、より主体的、積極的に学校運営に参画することが求められています。

教育長： ただいまの説明に対し、御意見御質問がありましたらお願いします。

委員： 教員や事務職員の職務が明確にされたということは良いことだと思いますが、私自身も教員でありますので、勤務時間内、法定の労働時間内でこれらの業務

が運営できるかということは別問題だと思います。現在の人数で、この業務が実施できるのか、教員の業務として示されているものが、時間内に実施することができる量であるのかという点について、今後検討していくことになるのでしょうか。

事務局： この要綱に示しているものは、基本的な職務の例であって、各学校の規模等や教職員の構成によって、その軽重が変わるものだと思います。事務職員の業務について、教員が執り行うこともあると思います。

委員： 個人的な感想ですが、働き方改革によって働きにくくなっていると感じることがあります。自分たちがやるべきことが明確になればなるほど、そこにとらわれて、これまで柔軟にできていたことが、対応できなくなって、業務が過密になっている実感があります。業務が明確になることは悪いことではありませんが、その運用のところで、やりづらさが出てくるかもしれません。現場で働くことを考えた時に、一律に進めるということではなく、柔軟に、個別の教員の特性を生かした本当の働き方改革に行きついていないのではないかと感じました。

事務局： きっちりすればするほど、動きにくくなるということはあると思います。今回の一連の動きの目的としては、教員が担わなくてもよい業務が、教員の業務として増加している現状において、そうしたものを整理する必要から文部科学省の例示が出されましたので、このことを踏まえながら、運用について今後の状況を見ていく必要があると思います。また、各学校の実情に応じて運用していくことも必要だと思います。

教育長： それでは、「議案第46号 事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定について」、承認するということがよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教育長： 次に、「議案第47号 教育委員会の事務の点検及び評価」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第47号 教育委員会の事務の点検及び評価」について説明します。内容としては、令和元年度に実施した56事業の成果指標の達成度等に関して、教育委員会で自己評価を行って、その評価の客観性を確保するため、教育に関して学識経験を有する大学関係者、PTA関係者、生涯学習関係者、社会教育関係者計4人の委員の御意見を伺いました。今回は、コロナウイルス感染症対策として、2回の会議を文書にて行いました。まず、評価調書を委員の方に送付し、内容を確認していただき、質問等を事務局に送付していただきました。それについて、事務局で回答を作成し、送付してこれを踏まえて、評価委員の方からご意見を返送してもらうという形で行い、いただいた御意見を参考に報告書としてまとめました。今後の予定については、12月市議会に報告し、市ホームページで公表する予定です。

教育長： ただいまの説明に対し、御意見御質問がありましたらお願いします。

教育長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第47号 教育委員会の事務の点検

及び評価」について、承認するというところでよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教 育 長： それでは、その他の事項「寄附の報告について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 9月分の寄附の報告をします。9月4日、匿名の方から3,000円、小・中学校教育資金として、平成24年度から通算101回目の御寄附をいただきました。

教 育 長： 他になにかありますか。

委 員： 10月8日に教育委員研修会で、ICT教育についてのお話があり、私が不勉強だったのですが、思っていたICT教育よりも遥か上の段階に進んでいて、こういうこともできるし、こういうことが考えられるということが分かり、総合教育会議の前にあれば良かったと感じました。今年度、コロナ禍の影響もあり、ICT教育やタブレット端末の導入が、予定よりも前倒しされました。山口県内のある市では、タブレット端末を導入した後に、子どもたちに自宅にタブレットを持ち帰らせた際に壊した場合、どのように取り扱うのかが問題になったようです。借りているものを壊して賠償責任が発生した場合、山口県PTA連合会で扱っている保険だけが対応可能とのことで、その市から、導入したいというお話がありました。宇部市でも、タブレット端末を導入すると思えますが、自宅に持ち帰って壊した時や、通学時に雨にぬらしたりすることもあると思えますが、誰の責任で処理していくのかということを確認しておいて欲しいと思えます。また、学校でも、家庭でも、学校から借りているものなので、大切に扱うということをお教える場が必要になってくると思えます。高校では、タブレット端末が学校から貸与されて場合、何かあったときは個人の責任という誓約書を提出するところもあるようですが、こういうことも必要になってくると思えます。ICT教育について、保護者の理解が進んでいないのではないかと思います。今までの教育とは全く違う形になっていきますので、保護者の理解がないと進めていくことが難しくなるのではないかと思います。一番知っておかなければならない保護者に、一番情報が入ってきておらず、後回しになっている状況です。保護者が勉強する場が必要なのではないかと思いますので、山口県PTA連合会では、講師を招いて勉強会をしようと思っていますが、宇部市においても連合会と一緒に、保護者の方にちゃんとお伝えする機会を作っていただきたいと思えます。

教 育 長： この件については、学校教育課に確認したいと思います。

委 員： コロナ感染症対策として、子どもたちは教室で机をくっつけていませんが、グループ学習でも駄目なのでしょうか。1、2年生は机をくっつけることで安心感があると思えますが、教育委員会としてどのように指導されているのでしょうか。

教 育 長： 文部科学省の通達では、1列で、距離をとってということになっています。現在の教室では、十分な距離をとることは難しいのですが、最大限の距離をとるようにしています。グループ学習では、十分な感染症対策をとり、短時間で

あれば、おそれずに実施してくださいと指導しています。

教 育 長： ほかに何かありますか。

(全委員意見無し)

教 育 長： 以上をもちまして、本日の会議を閉会とします。